

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁



上記審査請求人から平成27年7月9日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく保護の変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分については、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成27年6月19日付けで行った本件処分について不服があるとし、その取り消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 請求人の主張

審査請求書によると、請求人は、次の理由から本件処分は違法であり、取り消されなければならないと主張する。

- (1) 平成27年7月1日付けの生活扶助が6,834円では生活ができない。食費を節約しないことにはやっていけない。栄養失調になりそうである。親戚や弟も援助してくれない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張

- (1) 平成27年6月19日、請求人から精神障害者保健福祉手帳の等級が2級から3級に変更になったと報告を受け、手帳の写しを収受した。
- (2) 「生活保護手帳問第7の65」により、精神障害者保健福祉手帳は「障害の程度が確認できる書類」に含まれることから、手帳の等級変更により、障害者加算の要件を満たさないものとして、翌7月分から障害者加算の認定を削除したものであり、妥当であると判断する。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人が所持する精神障害者保健福祉手帳については、平成27年7月1日付けでその等級が2級から3級に変更されている。
- (2) 請求人は、従来から障害基礎年金2級を受給中であり、本件処分が決定された時点でも受給している。
- (3) 請求人の保護費は、平成27年7月分から障害者加算の認定が削除されたため、6月分保護費と比較して16,918円の減額となっている。(うち608円は年金額の改定による調整分)

2 判断

- (1) 保護の実施要領(局第7-2-(2)-エ)により、障害者加算の認定における障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている。
ただし、上記書類を所持していない者については「障害の程度が確認できる書類」に基づき行うことができる。
- (2) 請求人については、平成27年7月1日付けで等級が2級から3級に変更されているが、一方、障害基礎年金2級を従来から受給しており、同年7月分の保護費の算定に当たっても、同年金が収入認定されている。
- (3) 処分庁が弁明書に記載している「生活保護手帳問第7の65」は国民年金証書等を所持していない者に係る障害の程度の確認方法である。

請求人が障害基礎年金2級を受給している以上、精神障害者保健福祉手帳の等級ではなく、年金の受給状況で判断すべきであり、請求人について障害者加算の認定を削除する理由はない。

- (4) よって、本件処分には瑕疵があり、取り消されるべきであるため、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成28年3月25日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝 貞

